



平成28年10月号(広告)
2016年10月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第113号
発行担当者: 岡本 清美

過ごしやすい季節となりました。私は秋の生れなのでこの季節が好きです。秋になると私は年末のことを視野に入れ、部屋の模様替えや要らないものの整理がしたくなります。これはお嫁にきて今日までに義母によって刷り込まれた「大掛かりな大掃除」に対する事前準備となります。「大掛かりな大掃除」には1つルールがあります。それは・・・1度キレイにしたところは2度としなくていい!なので・・・季節の良いときにできるだけ片付けをして寒い年末はしっかり手を抜こうという私なりの作戦なのです。今月のテーマは、s資本的支出と修繕費です。会社にとって費用となるか資産計上となるかは節税にもつながる 大事なテーマです。

今月のテーマ：資本的支出と修繕費



「そろそろ建物も古くなってきたし、外壁の補修や事務所の改修をしようか。」「防災対策も考えないか。」など会社を継続するうえでは必要な時期に必要な改修工事や新設工事が行われます。そんな時、一度に経費にできれば良いのですが、まずは工事明細を見て、どういった工事内容なのか、どの内容にいくらかかるかを基準に「修繕費」に該当するか、「資本的支出」に該当するかを判断します。



修繕費とは・・・

修理・改良等のために支出した金額のうち、通常の維持管理や壊れた部分の原状回復のために要したと認められる部分の金額

一度で費用にする

- * 通常の維持管理とは、日常的に発生するものであると同時に、反復するものでもあり、事前に予測することも可能なもの
* 原状回復とは、壊れた部分の性能又は品質が、その直前と同じ状態に回復すること

資本的支出とは・・・

価値を高めたり、耐久性を増す修繕

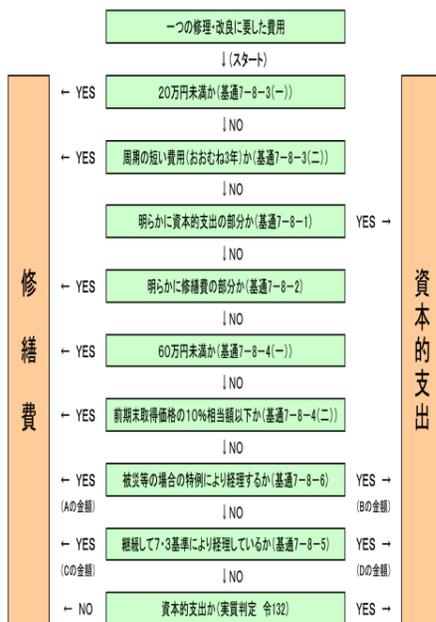
資産に計上し、耐用年数に応じた年数をかけて費用にする(減価償却)

* 資本的支出の例示(基通7-8-1)

- 1.建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
2.用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
3.機械の部品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要した費用のうち通常の取り替えの場合にその取り替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

「維持管理のための支出か」、「価値を高めるための支出か」の判断は非常に難しいため、実務では右のフローチャートに従って判断してもよいことになっています。

《資本的支出と修繕費の判定フローチャート》



- A = 支出金額×30%
B = 支出金額-A
C = A又はEのうち少ない金額
D = 支出金額-C
E = 前期末取得価額×10%

* 基通・・・法人税法基本通達
令・・・法人税法施行令

右のフローチャートから修繕費と判断されるものは・・・

- 1.修理・改良等の費用が20万円未満のもの
2.その修理・改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかであるもの
3.資本的支出かその他の修繕費であるか明らかでないものについては、その修理・改良等の費用の額が60万円未満なもの
4.資本的支出か修繕費であるか明らかでないものについては、その修理・改良等の費用の額がその資産の固定資産の前期末の取得価額のおおむね10%相当額以下のもの
で判断することになります。

資本的支出に該当する場合であっても、特例などにより一度で全額を費用にできる場合もあります。特に大きな修理の場合、一度で費用にできるかどうかは税金の計算に大きく影響します。大規模修繕の際は、事前に将来の税金について予測し、時期や金額をご検討されることをお勧めします。

年末調整

「まだ、早いでしょ?」とお声も聞こえそうですが、10月に入ると所得控除に必要な各種控除証明書が届きはじめます。
* 生命保険料控除証明書・・・生命保険会社・かんぽ生命・JA共済等
* 地震保険料控除証明書・・・損害保険会社・JA共済等
最近では証明書が保険内容確認書などと一緒になって送られてくる場合がありますのでご注意ください。
* 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・・・厚生労働省または各国民年金基金
これらは、契約者ではなく実際に保険料を支払われている方からの所得控除となります。正しい所得税の計算のため、どうぞご協力ください。



< インターンシップ >

9月5日(月)から9月9日(金)まで岡山大学からインターンシップ生が2名事務所に来られました。短い期間ではありましたが、迎える私達もまた、色々なことを学べる5日間でした。お二人の感想を掲載させていただきます。

今回のインターンシップでは、社会人としての基本から、実際にされている実務内容まで幅広く学ぶことができ、大変貴重な体験をさせていただきました。仕事もある中で、私たちに多くのことを丁寧に教えて下さりありがとうございます。私は将来、税理士事務所で働きたいと思っており、今回実際にお仕事をされている姿を見て、お話を聞いて、ますます魅力を感じ、ぶれることなく夢に進んでいこうと決心しました。また、あいさつ、返事を含めたマナーの面でも多くのことを学び、大切さというものを改めて感じさせられました。社会人としての基本ではあるものの、今からでも役立たせていけることばかりだったので、今後に生かしていこうと思います。こちらにインターンシップで来てよかったです。本当にありがとうございました。
岡山大学 経済学部 3年 林 優花

私にとって初めてのインターンシップでしたが、事務所内の雰囲気がとても明るく、職員の皆さんはわかりやすく研修内容を教えてくださいました。マナー研修において、自分の直すべき猫背や話し方といったクセを新たに発見することができ、日頃から気をつけようと思いました。パソコン入力や演習では情報や資料の大切さ、正確な数値算出の大変さ、重要さを痛感しました。今回5日間で学んだことは、必ず今後役に立てられるよう、励んでまいります。本当にありがとうございました。
岡山大学 経済学部 3年 白川果奈



厚生年金保険等被保険者資格取得の基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおりになります。

Table comparing '従来' (old) and '平成28年10月1日以降' (new) standards for labor days and working hours.

改正前までは1日または1週間の労働時間で計算していましたが、1日という記載がなくなり1週間の労働時間に一本化されました。また、おおむねという記載もなくなったため判断基準が明確になり該当する方は確実に加入する必要があります。
* 施行日(平成28年10月1日)において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は10月6日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

Table with columns: 開催日, 対象者, 申込期限. Lists dates for Vision seminars.

< 10月のカレンダー >

Calendar table for October with dates 6, 11, 31 and corresponding events like '経営計画書作成セミナー: Vision' and '9月分源泉所得税・住民税の納付期限'.

10日が祝日のため、納付は11日(火)となります。